

ランドソリューション

通信

2024年
10月号

土壌汚染がある土地への規制

土壌汚染対策法では、汚染がある土地は“区域”に指定されます

【特定施設廃止】【土地改変】【行政命令】
(2024年8月号で解説！)

自主調査結果を届け出て区域の
指定を申請することもできます

法定調査

基準不適合あり

基準不適合なし

結果の届出

自主調査

基準不適合あり

基準不適合なし

区域の申請

健康被害が生じるおそれの評価

おそれあり

おそれなし

要措置区域

- ❑ 土地改変の**原則禁止**
- ❑ **摂取経路の遮断**が要求される
- ❑ 措置計画の**事前届出義務**

形質変更時要届出区域

- ❑ 土地改変は**できる**
- ❑ 工法に制約⇒**費用、工期に影響**
- ❑ 施工計画の**事前届出義務**

(共通事項)

- ❑ **公表**(自治体公報やHP、台帳)
- ❑ **汚染を除去しないと解除されない**

土壌汚染対策法は**健康被害の防止**を目的としているため、汚染の除去は必須ではありません。そのかわりに、摂取経路の遮断や汚染の拡散防止などによる**「汚染の管理」**を要求する法律となっています。

地方自治体の条例は健康被害防止＋汚染の拡散防止

土壤汚染対策法が適用されない土地であっても、

地方自治体の条例で規制がなされる場合があるので注意が必要です。

①独自の区域指定ルール



東京都



横浜市



名古屋市



大阪府

②敷地外へ汚染拡散していないことを監視するため地下水モニタリング(必要に応じて汚染の除去などの措置)を要求



愛知県



三重県

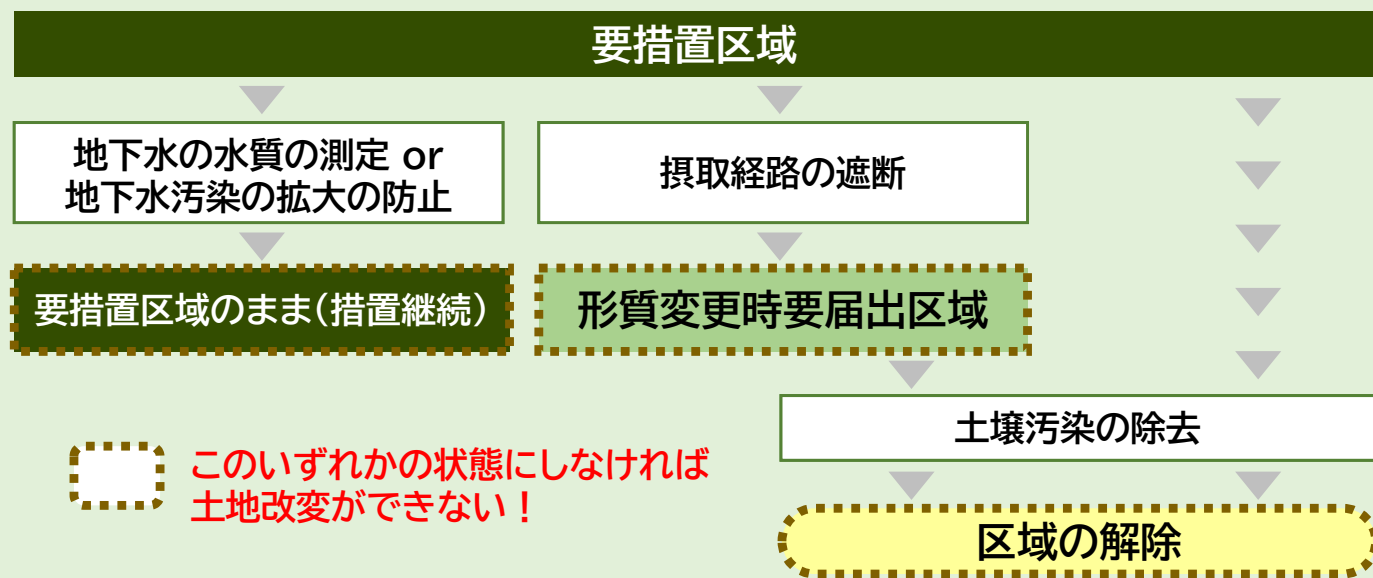


岡山県 ほか多数…

土地利用ができなくて困ることが無いように！

要措置区域に指定されると土地改変(土地の形質の変更)は原則禁止。

新築・建て替えなどの工事＝新しい土地利用ができなくなってしまう。



いざというときに土地利用ができなくなって困ることが無いように！

ランドソリューションでは、平時からの**汚染状況の把握**や、汚染源対策・拡散防止・地下水の水質測定などにより**リスク管理**することを推奨しています。

平時から汚染状況を把握しリスク管理することは大切ですが、やたらと自主調査を行うこともあまりおすすめできません。

汚染管理をどんなレベルまでやるべきかは企業様それぞれの考え方が大きくかわります。ランドソリューションが汚染管理の企画・実施をお手伝いしますので、お気軽にご相談ください。(和泉谷)

ランドソリューション株式会社  Land Solution
a Kurita company

本社

大阪事務所

名古屋事務所

TEL:03-5412-6700

TEL:06-6220-1377

TEL:052-203-2852

<https://www.landsolution.co.jp/>